

津久見市企業立地促進条例施行規則

(平成30年6月28日規則第15号)

改正 令和7年3月21日規則第5号

(趣旨)

第1条

この規則は、津久見市企業立地促進条例（平成30年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(期間の合算)

第2条

新規雇用従業者が1年未満で退職し、その後、他の新規雇用従業者を引き続き雇用した場合にあっては、両者の期間を合算するものとする。

2

社宅入居者が1年未満で社宅を退去し、その後、他の社宅入居者が引き続き当該社宅に入居した場合にあっては、両者の入居期間を合算するものとする。

3

転入社宅入居者が1年未満で社宅を退去し、その後、他の転入社宅入居者が引き続き当該社宅に入居した場合にあっては、両者の入居期間を合算するものとする。

(指定の申請及び決定)

第3条

条例第4条の規定により指定事業者の指定を受けようとする事業者は、事業者指定申請書（第1号様式）に、別表の左欄に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の事業者指定申請書が提出されたときは、条例第5条の規定する要件に該当することを次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により確認した後、速やかに指定の決定をし、事業者指定通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、前項の事業者指定申請書の申請日から3年経過したものは指定の決定ができない。

(1) 設備投資助成金及び雇用促進助成金

新規雇用従業者の採用により操業開始日の6月前の従業者数からの増加が

確認できる書類その他市長が必要と認めるもの

(2) 社宅整備助成金

社宅入居者及び転入社宅入居者が継続して入居していることが確認できる書類その他市長が必要と認めるもの
(助成金の交付申請等)

第4条

条例第6条第1項の規定により助成金の交付を申請する指定事業者は、1年目は事業者の指定を受けた日から30日以内に、2年目は事業者の指定を受けた日から1年を経過した日から起算して30日以内に、3年目は事業者の指定を受けた日から2年を経過した日から起算して30日以内に助成金交付申請書（第3号様式）に、事業者指定通知書の写し及び前条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2

市長は、条例第6条第2項の規定により助成金を交付するときは、助成金交付決定通知書（第4号様式）により、指定事業者に通知するものとする。

3

前項の規定による通知を受けた指定事業者が助成金の交付請求をしようとするときは、助成金交付請求書（第5号様式）に助成金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（指定の承継）

第5条

条例第7条の規定により指定事業者の地位を承継する事業者は、事業を承継した日から30日以内に指定事業者指定承継申請書（第6号様式）に、承継したことを証する書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定事業者指定承継承認通知書（第7号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（指定に係る変更手続）

第6条

条例第8条の規定により指定を受けた事項を変更しようとするときは、指定事業者指定事項変更届出書（第8号様式）に、必要な書類を添えて市長に届

け出なければならない。

（指定事業者の廃止又は休止）

第7条

条例第8条の規定により事業を廃止又は休止しようとするときは、事業廃止（休止）届（第9号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第13号の3）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成金の種類	添付書類
設備投資助成金及び雇用促進助成金	定款の写し又はこれにかわるもの 商業登記簿謄本又はこれにかわるもの 設備投資の事業計画書（任意様式） 設備投資額の内容等が確認できるもの 用地取得費の内容等が確認できるもの 既存従業者数及び新規雇用の採用計画等が確認できるもの 滞納のない証明書 その他指定申請に必要なもの
社宅整備助成金	定款の写し又はこれにかわるもの 社宅の図面及び社宅整備費の内訳等が確認できるもの 用地取得費の内容等が確認できるもの 社宅の登記簿謄本又はこれにかわるもの

社宅の入居状況（見込み）が確認できるもの 滞納のない証明書 その他指定申請に必要なもの

第 1 号様式(第 3 条関係)

事業者指定申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 3 条関係)

事業者指定通知書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 4 条関係)

助成金交付申請書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 4 条関係)

助成金交付決定通知書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 4 条関係)

助成金交付請求書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 5 条関係)

指定事業者指定承継申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 5 条関係)

指定事業者指定承継承認通知書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 6 条関係)

指定事業者指定事項変更届

[別紙参照]

第 9 号様式(第 7 条関係)

事業廃止（休止）届

[別紙参照]